様式第４号（第９条関係）【新規活用枠】

事前着手理由書

１　補助金名

　　　　　　首都圏等プロフェッショナル人材還流促進補助金

２　事前着手日（予定日）

３　事前着手をする必要がある理由

（注）

交付決定前に事業に着手することは、原則認められません。事前着手は、事業の性格上やむを得ない理由があると理事長が特に認めた場合にのみ、例外的に認めるものであり、事前着手理由書を提出した場合であっても、申請内容を審査した結果、事前着手に必要な経費が認められない場合があります。

　なお、事前着手とは、交付申請後かつ交付決定がされる間のことをいいます。